

大阪市建設局臨時的任用職員（事務職）募集要項

令和7年10月

大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当で勤務する「臨時的任用職員（事務職）」を募集します。

1 募集人数

1名

2 業務内容

下水道部調整課事業計画担当における業務に従事

主な業務内容

- （1） 下水道部調整課事業計画担当の業務にかかる補助業務（資料・文書作成、データ入力・整理・確認、電話・メール対応など）
- （2） その他事務的業務 等

3 応募資格

（1） パソコン（Excel、Word、Outlook など）の基本的な操作ができる者

（2） この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

（3） 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）、（3）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年2月1日から令和8年10月31日まで

※任用期間につきましては、育児休業の取得時期により変更となる場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分（休憩45分）

1日7時間45分、週5日勤務（原則として月曜日から金曜日まで）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 勤務場所

大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当

大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟6階

※最寄り駅は、ニュートラム「トレードセンター前駅」

(4) 給料

令和7年10月1日時点の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、213,556円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、高校卒業後のその経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(5) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与期間：令和8年2月1日（任用日）～令和8年3月31日 付与日数：3日 付与期間：令和8年4月1日～令和8年10月31日（任期满了日） 付与日数：12日
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合、厚生年金保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験申込書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日及び選考場所

選考日：令和7年12月4日(木曜日)

選考場所：建設局会議室(ＡＴＣビル)

※応募人数多数の場合には、口述(面接)試験を12月9日(火曜日)に引き続き行います。

※詳細な日時・場所については、受験者各自に通知します。

8 申込方法

次の書類等(1)(2)(3)を角型2号封筒に入れ、「大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当 臨時的任用職員採用申込書在中」朱書きし、必ず簡易書留郵便によりお申込みください。

※持参による申込受付は行いません。

※郵便料金が不足している場合は、受け付けません。

※簡易書留郵便以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 臨時的任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

※必ず郵便番号と宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

【申込み受付期間】

令和7年10月31日(金曜日)から令和7年11月20日(木曜日)まで(当日必着)

【申込書送付先】

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10

大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当

○受験案内の送付

試験の時間及び選考場所等の詳細を記した受験案内を郵便により受験者本人あて発送します。

なお、令和7年11月27日（木曜日）までに受験案内が届かない場合は翌日午後1時まで建設局下水道部調整課事業計画担当（06-6615-7501）へ連絡してください。

※選考当日の集合時刻より30分以上遅刻した場合は、口述（面接）試験を受験することはできません。

○結果の発表

選考後、可否に関わらず受験者（本人）全員に書面により通知します。（令和7年12月中旬）

なお、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当（担当：小林）

〒559—0034 大阪市住之江区南港北2丁目1—10 A T Cビル I T M棟6階

電話：06-6615-7501

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと